

30 生畜第 853 号
平成 30 年 9 月 9 日

協同組合 日本飼料工業会会長 殿
全国農業協同組合連合会代表理事理事長 殿
全国酪農業協同組合連合会代表理事会長 殿
日本養鶏農業協同組合連合会代表理事会長 殿
全国畜産農業協同組合連合会代表理事会長 殿
全国開拓農業協同組合連合会代表理事会長 殿
全国精麦工業協同組合連合会会長 殿
全国飼料卸協同組合理事長 殿

農林水産省生産局
畜産部飼料課長

豚コレラ患畜の確認に伴う飼料配送に当たっての防疫対策の強化及び配合飼料代金の支払猶予について

貴会*におかれましては、日頃より、畜産農家に対する配合飼料の安定供給に御尽力いただいていることに御礼申し上げます。

さて、本日、岐阜県において、豚コレラの患畜が確認されたことに伴い、現在、関係機関の協力のもと、官民挙げて、蔓延防止のための防疫対応に取り組んでいるところです。

このような中、今回の患畜の確認に伴い設定された移動制限区域及び搬出制限区域における飼料の配送に当たっては、別添の「岐阜県における豚コレラの患畜の確認に伴う防疫対策の再徹底について」（平成 30 年 9 月 9 日付け 30 消安第 3033 号、農林水産省消費・安全局長通知）を踏まえ、飼料運搬車両等の消毒や農場への入退場者の消毒のなお一層の徹底につき、貴会の会員及び関係飼料配送業者に周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、併せて移動制限区域及び搬出制限区域内の農家をはじめとして、本疾患患畜の発生等に伴い配合飼料代金の支払いが困難となった農家への支払猶予について、貴会の会員に対し特段の御配慮をいただきますよう、ご指導をお願い申し上げます。

※ 施行注意 全国飼料卸協同組合理事長あてには、貴組合とする。

写

30 消安第 3033 号
平成 30 年 9 月 9 日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

岐阜県における豚コレラの患畜の確認に伴う防疫対策の再徹底について

9月7日、岐阜県の養豚場から、飼養豚において死亡豚が増加している旨、岐阜県に届出があり、翌9月8日、岐阜県における病性鑑定及び農研機構農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門で実施した遺伝子解析においても豚コレラウイルス特有の抗原が確認されたことから、「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成25年6月26日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）第5の2の（1）の②の規定により、豚コレラの患畜と判定しました。

つきましては、貴都道府県内における生産者、畜産関係機関、関係団体及び外国人研修生の窓口となる団体等に対して、本件を周知するとともに、消毒による人・車両等を介したウイルスの侵入防止対策、飼養豚の毎日の健康観察による異常豚の早期発見・早期通報、肉及びに肉製品を含み又は含む可能性のある食品残さの適正使用や野生動物との接触防止等の飼養衛生管理基準の遵守の徹底について、可能な限り家畜防疫員が現地へ立入検査を実施し、確認・指導を再徹底するようお願いいたします。

さらに、防疫指針第4の1に規定する豚の飼養者からの異常豚の発見の通報を受けた場合には、万が一の際の防疫対応に係る準備・調整を円滑に行うため、その情報を直ちに当局動物衛生課に報告するなど、迅速かつ的確に初動対応を実施するようお願いいたします。